

## Topics | トピックス

- ◆ 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令が公布される～所得状況届の様式に特定親族特別控除の項目を追加～
- ◆ 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令が公布される～加入者掛金額の撤廃に伴う対応～
- ◆ 再分配後の所得のジニ係数は横ばいで推移～厚生労働省「2023年所得再分配調査」～
- ◆ 時間外労働の割増賃金率が25%を超える企業は4.6%～厚生労働省「2025年就労条件総合調査 結果の概況」～
- ◆ 算定基礎届の未提出に早急な提出をお願い～「日本年金機構からのお知らせ」12月号～
- ◆ 2025年10月現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.6%

### ◆国民年金法施行規則等の一部を改正する省令が公布される ～所得状況届の様式に特定親族特別控除の項目を追加～

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第121号。以下、改正省令）が昨年12月12日に公布された。2025年度税制改正により特定親族特別控除が創設され、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7政令第355号）で、20歳前の傷病による障害基礎年金の支給を停止する場合等の所得基準額の計算方法において使用する控除額に、特定親族特別控除が追加されることとなった（2026年4月1日施行）。これに伴い、改正省令により、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下、国年則）等について、所要の改正が行われる。

#### 【改正の概要】

20歳前障害基礎年金の支給停止の際の所得基準額の計算方法における控除額に、特定親族特別控除額が追加されることに伴い、以下の所得状況届の様式中に特定親族特別控除額の項目を追加する。

- 国民年金障害基礎年金所得状況届（国年則様式第3号）
- 国民年金老齢福祉年金所得状況届（老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）様式第2号）
- 特別障害給付金所得状況届（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）様式第1号）
- 障害／遺族年金生活者支援給付金所得状況届（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第151号）様式第2号）

#### 【施行期日】

2026年4月1日

#### 経過措置

- ① 2024年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらの添付書類は、改正前と同様とする。
- ② 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを流用することができる。

## ◆確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令が公布される ～加入者掛金額の撤廃に伴う対応～

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第431号。以下、改正政令）が昨年12月19日に公布された。これは、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下、令和7年改正法）において、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、DC法）第4条第1項第3号の2が削除され、加入者の掛金額の制限が撤廃されたことを踏まえ、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下、DC令）を改正するもの。

### 【改正の概要】

令和7年改正法においてDC法第4条第1項第3号の2が削られることにより、企業型DC加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという上限規制が撤廃された。そのため、企業型DC加入者の掛金の変更回数の制限規定の例外として「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなった。これに伴い、DC令第6条第4号ハの加入者の掛金額の上限規制を削除し、上記例外も変更回数の制限規定に含め、1回分として数えることとする。

### DC法第4条1項第3号の2

前条第3項第7号の2に掲げる事項〔企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項〕を定めた場合にあっては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

### DC令第6条第4号ハ

企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間〔原則、12月から翌年11月までの12月間〕につき一回に限り変更することができるものであること。

### 【施行期日】

2026年4月1日

## ◆再分配後の所得のジニ係数は横ばいで推移～厚生労働省「2023年所得再分配調査」～

厚生労働省は昨年12月23日、「2023年所得再分配調査」の結果を公表した。この調査は、年金や医療などの社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が、所得の分配にどのような影響を与えていたかを明らかにするための調査で、1962年調査以降、概ね3年ごとに実施されている。

所得などの分布の均等度を示す指標として用いられる「ジニ係数」<sup>※1</sup>を世帯単位でみると、2023年調査の再分配前の当初所得<sup>※2</sup>のジニ係数は0.5855（前回比：+0.0155ポイント）で、概ね上昇傾向で推移している。再分配後の所得のジニ係数は0.3825（前回比：+0.0012ポイント）となり、1999年調査以降、ほぼ横ばいで推移している。0に近いほど所得格差が小さいことから、所得再分配によって所得の均等化が進んでいることがわかる。また、再分配による改善度<sup>※3</sup>は34.7%（前回比：+1.6ポイント）で、社会保障・税の再分配機能に一定の効果がある結果となっている（表1）。

所得再分配の状況を当初所得階級別にみると、概ね当初所得が低い階級ほど再分配係数（当初所得に対する再分配所得の増加割合）が大きい。

世帯類型別に所得再分配状況をみると、高齢者世帯の平均当初所得は107.8万円で、平均再分配所得は338.4万円、再分配により当初所得がどれくらい増えたかの割合（%）を示す再分配係数は213.8%となっている。再分配係数が大きくなっているのは、社会保障給付の受給による。ジニ係数は、当初所得0.7358から再分配所得0.3611と50.9%改善している。また、母子世帯の平均当初所得は272.4万円で、平均再分配所得は287.7万円、再分配係数は5.6%となっている。ジニ係数は、当初所得0.3485から再分配所得0.2674と23.3%改善している。

世帯主の年齢階級別にみて、平均当初所得が最も高いのは50～54歳（778.6万円）で、次いで40～44歳（693.3万円）、35～39歳（686.8万円）となっている。平均再分配所得は、50～54歳（623.7万円）、55～59歳（587.2万円）、40～44歳（583.1万円）となっている。再分配係数は、世帯主が65歳未満ではマイナス、65歳以上でプラスとなっており、特に75歳以上では、195.9%のプラスとなっている（表2）。

※1 0から1までの値をとり、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す。

※2 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金などの合計額）の合計額。公的年金などの社会保障給付は含まない。

※3 社会保障や税によって、所得格差がどれだけ小さくなったかを示す割合。

**<表1> 所得再分配によるジニ係数の変化**

調査年	ジニ係数		ジニ係数の改善度（%）
	当初所得	再分配所得 (可処分所得+現物給付)	
1996年	0.4412	0.3606	18.3
1999年	0.4720	0.3814	19.2
2002年	0.4983	0.3812	23.5
2005年	0.5263	0.3873	26.4
2008年	0.5318	0.3758	29.3
2011年	0.5536	0.3791	31.5
2014年	0.5704	0.3759	34.1
2017年	0.5594	0.3721	33.5
2021年	0.5700	0.3813	33.1
2023年	0.5855	0.3825	34.7

**<表2> 世帯主の年齢階級別にみる所得再分配の状況**

世帯主の年齢階級	当初所得（万円） A	再分配所得（万円） B	再分配係数 [(B - A) / A] (%)
総数	384.8	467.7	21.6
29歳以下	305.5	265.0	-13.3
30～34歳	488.2	424.7	-13.0
35～39歳	686.8	563.0	-18.0
40～44歳	693.3	583.1	-15.9
45～49歳	675.6	563.2	-16.6
50～54歳	778.6	623.7	-19.9
55～59歳	682.6	587.2	-14.0
60～64歳	535.9	509.6	-4.9
65～69歳	310.3	462.2	48.9
70～74歳	213.3	411.6	93.0
75歳以上	130.7	386.7	195.0

## ◆時間外労働の割増賃金率が25%を超える企業は4.6%～厚生労働省「2025年就労条件総合調査 結果の概況」～

厚生労働省は昨年12月19日、「2025年就労条件総合調査 結果の概況」を公表した。これによると、時間外労働の割増賃金率※を「一律に定めている」企業割合は85.6%（2024年調査では83.3%）となっている。このうち時間外労働の割増賃金率が労働基準法で定める最低基準である「25%」とする企業割合は94.5%（同94.2%）で、「26%以上」とする企業割合は4.6%（同5.5%）となっている。「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が17.3%、「300～999人」が12.7%、「100～299人」が6.9%、「30～99人」が2.6%と、企業規模が大きいほど割合が高くなっている。一方、ここには含まれないか月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は64.5%（同61.1%）となっている。

諸手当は、常用労働者1人平均所定内賃金341.8千円（2024年11月分）の15.9%を占める54.5千円となっている。2024年11月分の諸手当を支給した企業において、支給企業割合を諸手当の種類別（複数回答）でみると、「通勤手当など」が90.2%で最も高く、次いで「役付手当など」84.2%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」が62.3%など。労働者1人平均の諸手当の支給額は、「業績手当など」が64.1千円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」49.3千円、「役付手当など」43.5千円となっている（表3）。

※1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。

**<表3> 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額（2024年11月分）**

(単位：千円)

企業規模	業績手当 など	勤務手当				精皆勤手 当、 出勤手当 など	通勤手当 など (1か月換算)
		役付手当 など	特殊作業手当 など	特殊勤務手当 など	技能手当、 技術（資格）手当 など		
総計	64.1	43.5	15.7	27.4	21.5	9.7	12.7
1,000人以上	54.9	46.9	11.5	26.9	20.9	9.1	12.3
300～999人	65.8	41.4	17.0	31.1	19.1	8.3	12.1
100～299人	64.1	38.1	18.1	23.8	20.5	8.8	11.3
30～99人	77.2	46.9	20.3	28.1	25.0	10.9	15.3

## ◆算定基礎届の未提出に早急な提出をお願い～「日本年金機構からのお知らせ」12月号～

日本年金機構は昨年12月18日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」12月号において、事業主に対して「算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください」と呼びかけた。

2025年度算定基礎届が未提出または一部の被保険者等の提出漏れがある場合は、従前の標準報酬月額を本年度の標準報酬月額とみなして決定しているが、本来は、事業主より提出された算定基礎届に基づいて標準報酬月額が決定される。そのため早急な提出が必要となる。

**提出先：事務センター、所在地を管轄する年金事務所**

**提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参**

なお、12月号には、上記以外に「賞与支払届を忘れずにご提出ください」、「年末年始における厚生年金保険料の納付期限について」などが掲載された。

また、事業主や社会保険事務担当者を対象とした「社会保険事務のポイント」(vol.11)にて、「養育期間の従前標準月額のみなし措置」にかかる申出書について紹介した。

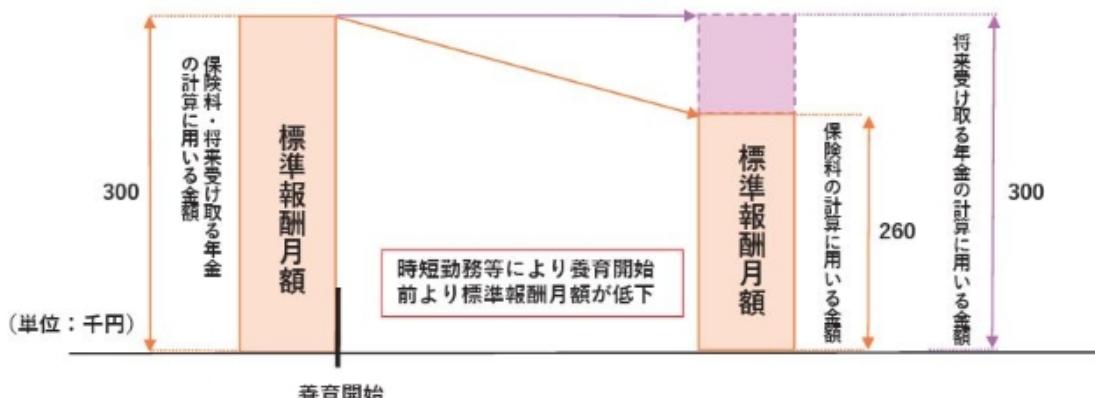
養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置は、子どもが3歳に達するまでの養育期間中に標準報酬月額が低下した場合、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないように、その子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みとなっている。例えば、次のようなケースでは、被保険者が申し出を行うことにより、養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置が適用される（図）。

## &lt;例&gt;

養育開始前の標準報酬月額が300千円の被保険者が養育開始後、時短勤務を契機とした随時改定により標準報酬月額が260千円に下がった。

## &lt;図&gt;養育期間のみなし措置の適用による年金額の計算

	養育開始前	養育開始後
標準報酬月額	300千円	260千円
保険料の計算に用いる金額	300千円	260千円
将来受け取る年金の計算に用いる金額	300千円	300千円



<日本年金機構「社会保険事務のポイント」(vol. 11) より>

## ◆2025年10現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で84.6%

厚生労働省は昨年12月26日、2025年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2022年10月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.3ポイント増の84.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は759万月で、納付月数は642万月。

### 【2023年10月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比3.1ポイント増の85.3%であった。納付対象月数は756万月で、納付月数は645万月。

### 【2024年10月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は83.1%であった。納付対象月数は750万月で、納付月数は623万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.8%、2年経過納付率で新潟県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.9%となった。